

遺伝子組換え食品の検査

平成21年4～5月にかけて、福祉保健センターが収去した計31検体について遺伝子組換え食品の検査を実施しました。

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会ですべて安全性に問題ないと判断され、承認されたものが国内に流通します。検査は、承認済みのものについては定量検査（食品中に遺伝子組換え品種がどのくらい含まれているかを調べる検査）を行います。一方、未承認のものについては定性検査（食品中に遺伝子組換え品種が含まれているかを調べる検査）を行います。

今回は、承認済みのラウンドアップ・レディー・大豆の定量検査と、未承認のBtコメの定性検査を実施しました。

1 定量検査

大豆穀粒4検体及び大豆加工品（豆腐、おから）12検体についてラウンドアップ・レディー・大豆の定量検査を行いました。その結果、いずれも混入率は5%以下¹であり、違反検体はありませんでした（表1）。

表1 ラウンドアップ・レディー・大豆の検査結果

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体数
大豆穀粒	アメリカ	2	0
	カナダ	1	0
	日本	1	0
豆腐	日本	11	0
おから	日本	1	0

2 定性検査

コメ加工品15検体（菓子類、米粉、ビーフンなど）についてBtコメの定性検査を行いました。その結果、いずれも不検出であり、違反検体はありませんでした（表2）。

表2 Btコメの検査結果

品名	原産国	検体数	検出数
菓子類（せんべい等）	日本	4	0
米粉	日本	3	0
ビーフン	タイ	2	0
	台湾	2	0
ライスペーパー	ベトナム	2	0
冷凍食品（炒飯、焼きおにぎり）	日本	2	0

¹ 承認済みの遺伝子組換え食品は、混入率が5%を超えると表示義務が生じ、「遺伝子組換え」である旨の表示をしなければなりません。一方、5%以下なら表示義務はなく、「遺伝子組換えではない」等の表示をすることもできます（ただし、書類等で確認ができること、意図的に遺伝子組換え食品を混入していないことが前提になります）。そのため、承認済みの遺伝子組換え食品の検査では、混入率が5%を超えているかどうかを調べることになります。

【 食品添加物担当 】